



2010年6月3日

各 位

会 社 名 アステラス製薬株式会社  
代 表 者 代表取締役社長 野木森 雅郁  
コード番号 4503  
(URL <http://www.astellas.com/jp>)  
東 証 ・ 大 証 ( 各 第 一 部 )  
決 算 期 3月  
問 合 せ 先 広報部長 河村 真  
Tel : ( 0 3 ) 3 2 4 4 - 3 2 0 1

## 米国医薬品会社OSI Pharmaceuticals社に対する株式公開買付けの成立 及びSubsequent Offer Periodの設定に関するお知らせ

アステラス製薬株式会社（本社：東京、社長：野木森雅郁）は、当社によるOSI Pharmaceuticals, Inc.（本社：米国ニューヨーク州メルビル、以下「OSI Pharmaceuticals社」）の全発行済普通株式を1株当たり現金57.50米ドルで買い取る株式公開買付けについて、買付期間が米国東部時間2010年6月2日に終了し、公開買付けが成立しましたので、お知らせ致します。

買付期間終了時点で、OSI Pharmaceuticals社株式の公開買付けに対しOSI Pharmaceuticals社の発行済株式総数の約79%に相当する48,415,727株の応募がありました。買付期間中に応募された全ての株式については、今後支払いが行われます。それに加え、5,014,478株がGuaranteed Delivery（※1）により応募されました。買付期間中に応募された株式とGuaranteed Deliveryにより応募された株式の合計は、OSI Pharmaceuticals社の発行済株式総数の約87%に相当します。

また、当社は、OSI Pharmaceuticals社株式の公開買付けにまだ応募していない株主に対して応募の機会を提供するため、本日から米国東部時間2010年6月7日までの間Subsequent Offer Period（※2）を設定し、引き続き買付けを実施致します。Subsequent Offer Periodにおいても、買付けに応募した株主に対して1株当たり57.50米ドルを支払います。この金額は当初の公開買付けに応募した株主に対して支払われる1株当たりの金額と同額です。

Subsequent Offer Periodにおいては、Guaranteed Deliveryによる応募手続きが行えない、及び応募の撤回ができないという2点を除き、買付けの手続きは当初の公開買付けにおける手続きと同一です。

Subsequent Offer Period終了後に当社がOSI Pharmaceuticals社の発行済株式総数の90%以上の株式を保有することとなった場合は、デラウェア州法に従い、略式合併（short-form merger、OSI Pharmaceuticals社の株主総会決議を要しない合併手続き）により、OSI Pharmaceuticals社の買収を完了する予定です。略式合併に際し、当初の公開買付期間またはSubsequent Offer Periodの間に応募されず買付けられなかったOSI Pharmaceuticals社の株式は、株式買取請求権が行使された場合を除き、公開買付けにおける買付価格と同じ1株当たり現金57.50米ドルを受け取る権利に転換されます。合併手続きが完了次第、ナスダック・グローバル・セレクト・マーケットにおけるOSI Pharmaceuticals社の普通株式の取引は停止されることとなります。

2010年3月1日付け当社プレスリリース「米国医薬品会社OSI Pharmaceuticals社に対する株式公開買付けの開始に関するお知らせ」に記載の通り、OSI Pharmaceuticals社の普通株式を1株当たり現金52.00米ドルで買い取る公開買付けを米国東部時間3月2日に開始しました。また、その後も当社公表の通り、米国東部時間3月29日にOSI Pharmaceuticals社と秘密保持契約を締結し、非公開情報入手することにより詳細なデューデリジェンスを実施し、同社との交渉を進めてまいりました。その結果、米国東部時間5月16日にOSI Pharmaceuticals社を買収することで合意し、最終契約を締結しました。なお、最終契約に基づき、同社の発行済普通株式の買付価格を当初の1株当たり52.00米ドルから57.50米ドルに引き上げました。

#### ※1 Guaranteed Delivery

株主が所有する株式の公開買付けに応募しようとする際、株式が手元にないなどの理由で公開買付期間終了までに株主が応募手続きを完了することができない場合に、株主が所定の金融機関に一定の書類（Notice of Guaranteed Delivery）を提出することにより公開買付け終了後3営業日以内において応募を可能とする手続きです。

#### ※2 Subsequent Offer Period

当初公開買付期間が終了した後、当初公開買付期間終了前に応募しなかった株主に対して、引き続き株式の応募の機会を提供することができる期間を設定する制度です。

以上

ご注意：この文書は、当社によるOSI Pharmaceuticals社に対する公開買付けに関して一般に公表するためのプレスリリースであり、OSI Pharmaceuticals社株式を保有している投資家に対する売付け等の申込みの勧誘又は買付け等の申込みを目的として作成されたものではありません。この文書には、将来的な見通しに関する記述が含まれております。この文書に記載された将来の見通しは、現時点で入手可能な情報に基づき当社が判断した見通しであり、リスクや不確実性を含んでいるため、実際の結果は多くの要因の影響により大きく異なる可能性があります。